



山形県公報

平成18年12月19日(火)
第1802号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)...1547

### 告 示

土地改良区の役員の退任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...1548  
民有保安林の指定.....(森 林 課)... 同  
農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....( 同 )...1549  
同.....( 同 )... 同  
土地区画整理組合の設立の認可.....(都市計画課)...1550  
県道の供用の開始.....(村山総合支庁建設総務課)... 同  
道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)...1551  
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....( 同 )... 同  
山形県労働委員会委員候補者の推薦.....(雇用労政課)... 同

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第119号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第199条の表山形県個人情報保護運営審議会の項担任する事務の欄中「こと」を「こと並びに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること」に改め、同表中

|                |                                                                                                        |   |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 山形県固定資産評価審議会   | 地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目、固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関すること | を |
| 山形県本人確認情報保護審議会 | 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること |   |

|              |                                                                                                        |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形県固定資産評価審議会 | 地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目、固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関すること |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に改め、同表山形県消費

生活審議会の項担任する事務の欄中「山形県消費者保護条例（昭和51年7月県条例第42号）」を「山形県消費生活条例（平成18年3月県条例第17号）」に、「並びに」を「及び」に、「応じ」を「係る重要事項を調査審議すること並びに県民の」に改め、「を調査審議し、当該重要事項」を削る。

附 則

この規則は、平成18年12月27日から施行する。ただし、第199条の表山形県消費生活審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第1143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所       |
|----------|---------|-----------|
| 理 事      | 原 田 紀 男 | 山形市大字渋江43 |

山形県告示第1144号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

1 指定に係る保安林の所在場所

上市市金生字渡沢1122、1122 - 内 1、1123、字芝沢1293、字灰坂1294 - 1、1294 - 2・1294 - 3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）高取1295

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字灰坂1294 - 1・1294 - 3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び上市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第1145号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡金山町大字中田字板ヶ沢山723、725から727まで
  - (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡戸沢村大字角川字十二沢山1802 - 1
  - (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐は、択伐による。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第1146号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 保安林予定森林の所在場所  
米沢市大字口田沢字小平沢3126 - 27、3126 - 28、3126 - 36から3126 - 42まで
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1147号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 組合の名称  
庄内町四ッ興野土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
庄内町余目字猿田7番地6
- 3 施行地区  
東田川郡庄内町余目字四ッ興野の一部  
東田川郡庄内町余目字町の一部
- 4 事業施行期間  
平成18年12月19日から平成22年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日  
平成18年12月13日
- 6 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法  
組合事務所の掲示場及び庄内町役場に掲示して行う

山形県告示第1148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年12月19日から平成19年1月1日まで縦覧に供する。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 大野目内表線
- 2 供用開始の区間 山形市梅野木前33番1から  
同 大字内表字内表南568番5まで
- 3 供用開始の期日 平成18年12月20日

山形県告示第1149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年12月19日から平成19年1月1日まで縦覧に供する。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長       |
|-----------------------|---|------|------------------|-----------|
| 最上郡鮭川村大字京塚字田中1392番1から |   | 旧    | 12.2メートル         | 1,210メートル |
| 同 字下高屋2016番まで         |   |      | 10.3             |           |
| 同                     | 上 | 新    | 29.0メートル<br>11.8 | 同 上       |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 はんどめいど糸蔵楽
  - (2) 代表者の氏名  
飯野 美世枝
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東田川郡三川町大字横山字大正1番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、在宅障害者及び一般就労の困難な方に対して就労や自立訓練等の場を提供し、生活の自立と豊かな人間形成を図り、もって障害者福祉、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 環境協働組織・グラウンドワーク庄内
  - (2) 代表者の氏名  
加藤 清輝
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市大山三丁目20番14号 庄内NPOセンター内
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、市民・行政・企業がパートナーシップにより、山形県庄内地域を中心とした自然環境再生・創造およびアメニティ創出に向け、連携し協働しながら、地域の環境改善活動、環境教育に取り組むための体制づくりに対して助言・援助・実践事業を行い、よって地域総参加型の自立した地域システムの構築に寄与することを目的とする。また、この法人が「市民セクター」として自立、成長することにより、行政や企業では担えない社会的ニーズに対応出来る継続的、発展的な市民活動団体となることを目指す。

山形県労働委員会の第39期委員の任期が平成19年3月21日をもって満了するため、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり同委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 推薦資格を有するもの
  - (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合

- (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有する使用者団体
- 2 推薦される者の資格
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。
- 3 推薦手続
  - (1) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。
    - イ 被推薦者の履歴書
    - ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
    - ハ 労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書
  - (2) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。
    - イ 被推薦者の履歴書
    - ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
    - ハ 定款、寄附行為又は団体規約等の写し
- 4 推薦期間
 

平成19年1月10日（水）から同月31日（水）まで
- 5 推薦書の提出先
 

商工労働観光部雇用労政課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地

( 電話番号 )

労働組合（使用者団体）名

代表者氏名

印

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者委員（使用者委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏 名 | 生年月日        | 住 所<br>( 電話番号 ) | 連絡先<br>( 電話番号 ) | 現 職 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|-------------|-----------------|-----------------|-----|-----|-----|
|     | 年 月 日 ( 歳 ) | 郵便番号            | 郵便番号            |     |     |     |